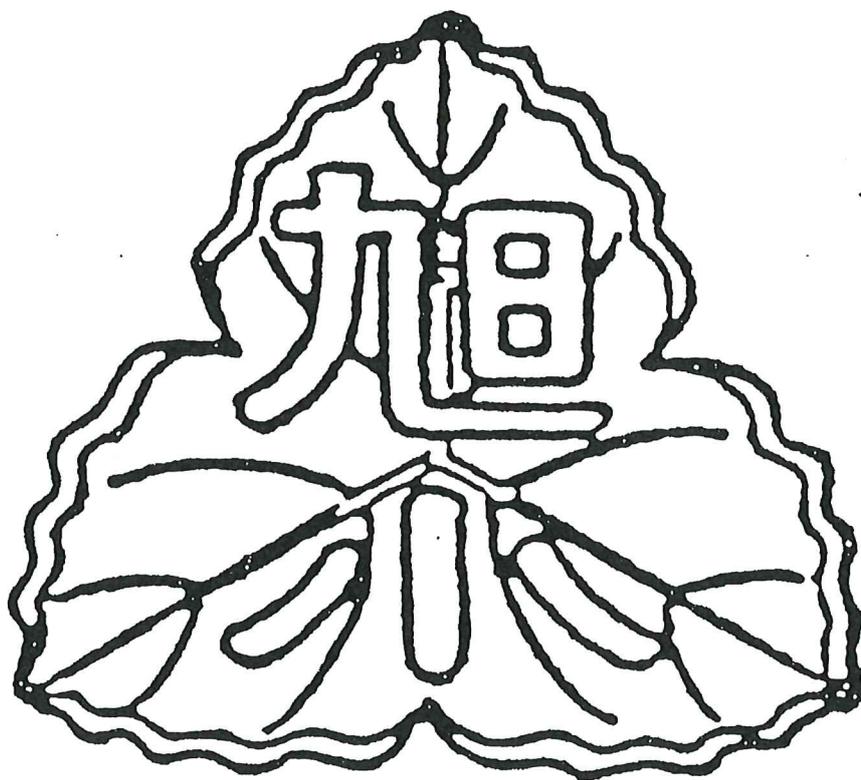


会則（変更案）

令和3年12月改正



柏市立旭小学校PTA

卒業まで使用します

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、任意加入の社会教育関係団体であり、「旭小学校 P T A」と称し、次の所在地に置く。
千葉県柏市旭町 6-5-17
- 第 2 条 本会は、家庭と学校との緊密な連絡により、児童の福祉増進を図ると共に、会員相互の教養を高めることを目的とする。
- 第 3 条 前条の目的達成のため、次の活動を行う。
(1) 学校教育の理解と協力に関する活動
(2) 学校の教育環境の整備
(3) 会員の研修会等の開催
(4) 会員の厚生に関する活動
(5) 会員相互の親睦をはかり、本会の目的達成に必要な活動

第 2 章 方 針

- 第 4 条 1 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。
2 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、細則に「個人情報保護方針」及び「個人情報取扱規則」を定め、適正に運用するものとする。
- 第 5 条 本会は、如何なる営利企業に関することも、また他の如何なる職務の候補者を推薦することも出来ない。

第 3 章 会 員

- 第 6 条 1 本会の会員になることができるのは、本校に在籍する児童の保護者及び本校に在職する教職員とする。
2 本会の会員は、千葉県 P T A 連絡協議会、柏市 P T A 連絡協議会の会員になる。
3 本会へは自由意志で入会し、また退会することができる。
(1) 本会への入会希望者は、入会届を提出することにより、入会することができる。
(2) 本会への退会希望者は、退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、第 1 項に定める会員資格を喪失することにより退会する場合は、この限りではない。

第 4 章 本部役員及び会計監査

- 第 7 条 1 本会に以下の本部役員を置く。
(1) 会長 1 名 (保護者)
- 第 5 号議案
(現行) (2) 副会長 3 名 (保護者)
(変更案) (2) 副会長 5 名 (保護者) まで
(3) 会計 3 名 (保護者 2 名と教職員 1 名)
(4) 書記 3 名 (保護者 2 名と教職員 1 名)
- 第 6 号議案
(現行) 2 本会に、会計監査 2 名 (保護者) を置く。
(変更案) 2 本会に、会計監査 3 名 (保護者) までを置く。

第 5 章 組 織

- 第 8 条 1 本会には、その目的を達成する為に、実行委員会を置く。
2 実行委員会は、本部役員・専門部正副部長・教職員代表をもって構成する。

- 第 9 条 会務を遂行する為に、専門部を置く。
(1) 専門部は、厚生部・広報部・校外部・環境部とする。
(2) 専門部の構成ならびに必要事項については細則に定める。

第 6 章 本部役員及び会計監査の選出

- 第 10 条 1 本部役員選出の為に選考委員会を設ける。
2 構成等については細則に定める。
- 第 11 条 1 選考委員の氏名は、会員に公表する。
2 選考委員は、本部役員並びに会計監査を選考し、総会に承認を求めなければならない。
- 第 12 条 本部役員の内兼任は認めない。

第 7 章 役員及び会計監査の任務

- 第 13 条 会長は、本会を代表し、総会及び実行委員会を招集し、その一切の会務を統括する。また学校と業務委任契約を結ぶこととする。
- 第 14 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、代理をつとめる。
- 第 15 条 会計は、本会の会費の収支にあたり監査を経た年間の収支決算を総会に報告する。
- 第 16 条 書記は、総会・実行委員会の議事を記録保管し、必要な諸連絡にあたる。
- 第 17 条 会計監査は、年間 1 回会計を監査し総会に報告する。
- 第 18 条 1 役員及び会計監査の任期は、総会承認後より翌年度総会までとし、再任を妨げない。
2 役員及び会計監査に任期途中で欠員が生じた場合、後任の補充方法については、実行委員会で協議、決定する。

第 8 章 会 議

- 第 19 条 1 定期総会は、毎年 4 月に会長が召集し、必要があるときは臨時に召集することができる。
2 総会が不可能な場合において書面表決書を行う
- 第 20 条 総会は、次のことを決議する。
(1) 会務の報告
(2) 本部役員及び会計監査の承認
(3) 予算決算の承認
(4) 会則の変更
(5) その他実行委員会の提出した事項
- 第 21 条 役員会は、会長が必要に応じて召集する。
- 第 22 条 実行委員会は、会長が招集し、会の重要事項の審議執行並びに各専門部の連絡調整にあたる。
- 第 23 条 実行委員会は、毎月 1 回開催することを原則とし、総会に次ぐ決定機関とする。
- 第 24 条 会議は定足数を 2 分の 1 とし（委任状を含む）、議事は出席人数の過半数をもって決定する。

第 9 章 会 計

- 第 25 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
- 第 26 条 会費は原則、一世帯月額 300 円とする。
- 第 27 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 10 章 細則及び規定

- 第 28 条 本会の運営に関し、必要な細則及び規定は会則にのっとり総会または実行委員会の決議をもって定める。
- 第 29 条 実行委員会は、細則及び諸規定を制定または改廃した場合は、その結果を会員に報告しなければならない。

第 1 1 章 付 則

第 3 0 条 本会則の設立年月日は昭和 4 8 年 5 月 2 3 日とする。

第 3 1 条 本会則は昭和 4 8 年 5 月 2 3 日より施行する。

昭和 4 9 年 4 月 2 6 日一部改正
昭和 5 0 年 4 月 2 5 日一部改正
昭和 5 7 年 4 月 2 0 日一部改正
昭和 5 8 年 4 月 1 8 日一部改正
昭和 5 9 年 3 月 2 2 日一部改正
昭和 6 1 年 3 月 1 5 日一部改正
平成 2 年 4 月 2 1 日一部改正
平成 8 年 4 月 2 0 日一部改正
平成 1 0 年 4 月 1 日一部改正
平成 1 3 年 4 月 1 日一部改正
平成 1 5 年 3 月 1 日一部改正
平成 1 9 年 4 月 1 9 日一部改正
平成 2 0 年 4 月 2 2 日一部改正
平成 2 4 年 4 月 1 8 日一部改正
平成 2 8 年 5 月 6 日一部改正
平成 3 0 年 4 月 1 日一部改正
平成 3 1 年 4 月 2 5 日一部改正
令和 2 年 6 月 1 5 日一部改正
令和 3 年 5 月 3 1 日一部改正
令和 3 年 1 2 月 9 日一部改正

細 則

- 第 1 条 1 細則は、P T A 会則第 9 条、第 1 0 条および第 2 9 条に基づいて定める。
2 個人情報保護に関する細則は以下の通り定める。
P T A 会則第 4 条第 2 項に基づき、次の通り
「個人情報保護方針」及び「個人情報取扱規則」を定める

- 第 2 条 1 各専門部は、選出された部員をもって構成する。
2 部員は学年毎に選出し、それぞれ厚生部、広報部、校外部、環境部に所属する。
3 各部は、部長、副部長を互選する。

第 7 号議案

- 4 ~~厚生部については各学年代表をあわせて互選する。→削除~~

- 第 3 条 1 削除
2 削除

- 第 4 条 専門部の活動は、次の通りとする。

(1) 厚生部

- ① 学級活動の充実と推進、および学級・学年間の連絡調整に関すること。
② 会員の教養と健康向上、および会員相互の親睦に関すること。
~~③ ベルマークの収集事業に関すること。→削除~~
③ 児童向けイベントの企画運営に関すること。
④ その他各部の属さない事項を行う

第 8 号議案 (変更案)

(2) 広報部

- ① P T A 会報の編集、発行に関すること。
② 本会の目的達成に貢献する広報活動に関すること。

(3) 校外部

- ① 健全育成推進に関すること。
② 児童の交通安全対策に関すること。

(4) 環境部

- ① 環境および美化に関すること。

- 第 5 条 削除
(1) 削除

- 第 6 条 1 選考委員会の構成は次の通りとし、互選によって、委員長、副委員長を選出する。
(但し、委員長は厚生部より選出とする。)

第 9 号議案

- (1) 厚生部 6 名 ~~(各学年代表)→削除~~
(2) 広報部代表 1 名
(3) 校外部代表 1 名
(4) 環境部代表 1 名
(5) 削除
(6) 教職員代表 1 名

- 2 選考委員会は、選考委員長が招集する。
- 3 選考委員会が必要だと認めるとき、選考委員は本部役員と相談することができる。

第 7 条 歴代の会長経験者は、会長が必要だと認めるとき、各種会議において意見を述べることができる。

第 8 条 この細則は昭和 57 年 4 月 20 日より施行する。

昭和 58 年	4 月 18 日	一部改正
昭和 59 年	3 月 22 日	一部改正
平成 3 年	4 月 27 日	一部改正
平成 5 年	3 月 6 日	一部改正
平成 8 年	4 月 20 日	一部改正
平成 9 年	4 月 19 日	一部改正
平成 14 年	3 月 2 日	一部改正
平成 15 年	3 月 1 日	一部改正
平成 19 年	3 月 1 日	一部改正
平成 20 年	4 月 22 日	一部改正
平成 21 年	6 月 5 日	一部改正
平成 22 年	4 月 1 日	一部改正
平成 28 年	4 月 1 日	一部改正
平成 30 年	4 月 25 日	一部改正
令和 3 年	5 月 31 日	一部改正
令和 3 年	12 月 9 日	一部改正